鹿島市教委訓令甲第９号

# 鹿島市小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　鹿島市における児童・生徒を取り巻く教育環境や地域の実情等を踏まえ、鹿島市立小中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置の在り方を検討するため、鹿島市小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討委員会は、次に掲げる事項を所掌し、学校の適正な規模等に関することを協議し、報告を行う。

⑴　学校の適正規模等に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、その他教育委員会が必要と認めること。

（委員）

第３条　検討委員会は、次に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　学校関係者

⑶　保護者代表

⑷　学校運営協議会代表

⑸　鹿島市議会議員代表

⑹　その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、１年以内とし、委嘱した年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は、妨げないものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

３　委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会の会議は、委員長が招集する。

２　検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。